

広島県産業廃棄物埋立税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成三十年一月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二号

広島県産業廃棄物埋立税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

広島県産業廃棄物埋立税条例の一部を改正する条例（平成二十九年広島県条例第三十号）の施行期日は、平成三十年一月二十二日とする。